

## 民法等の一部改正と 新しい親権制限の制度 —児童虐待を防ぐために—

平成23年6月に、民法等の一部を改正する法律が公布され、平成24年4月1日から施行されることになりました。その主な内容を紹介します。

**Q** どうして民法等の一部が改正されたのですか？

**A** 近年、児童虐待が深刻な社会問題となっています。児童虐待を行う親への対応としては親権喪失制度がありましたが、要件も効果も重く、活用しにくいと指摘されていました。児童虐待のように親権の行使が不適切な場合には、必要に応じて適切に親権を制限することができるようにする必要があり、また、親権を制限した後は、親権者に代わって子の身の回りの世話や財産の管理を行う適任者を確保する必要があります。このような必要性を踏まえ、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法や児童福祉法その他の法律が改正されました。



かーくん

**Q** 具体的に、どのような改正がされたのですか？

**A** 民法において、親権停止制度が創設されるとともに、親権喪失や管理権喪失の原因も見直されて、子の利益が害されている場合に親権が制限され得ることが明確になりました。また、親権を制限した後の子の安定した監護を実現するために、未成年後見制度も見直されました。このほか、親権者は子の利益のために監護教育をすべきことが明確化されるなどしました。児童福祉法の改正では、施設入所等の措置がとられている子の監護等に関し、子の福祉のために施設長等がとる措置を、親権者等は不当に妨げてはならないことが明確化されるなどしました。

**Q** 親権停止制度とはどのような制度ですか？

**A** 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする制度です。これにより、親権喪失の要件を満たすまでには至らない比較的程度の軽い事案でも、必要に応じて親権を制限できることになりました。

Q 親権停止の審判を請求できるのは誰ですか？

A 子の親族，検察官のほか，協力してくれる親族がない場合等でも迅速に親権停止の審判を請求できるように，子自身や未成年後見人等にも請求権が与えられました。また，児童福祉法の改正により，児童相談所長も請求できることとされました。  
なお，親権喪失や管理権喪失の審判の請求権者も親権停止の審判と同様となりました。

Q 未成年後見制度はどのように見直されたのですか？

A 未成年後見人は複数でもよいこととされ，また，法人を未成年後見人に選任することができるようになりました。  
これまでは，未成年後見人の職務を一人で行うのは負担が大きいなどの理由で，なり手が見つかりにくい状況にありましたが，この改正によって，適切な未成年後見人を確保できるようになることが期待されています。

Q 今回の改正で，離婚後の子の監護に関する事項も改正されたようですが。

A 民法第766条第1項で，離婚後の子の監護について必要な事項の具体例として，面会交流や養育費の分担が明示されるとともに，子の監護について必要な事項を定めるに当たっては，「子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」との理念が明記されました。



親権制限の制度や未成年後見制度についてお知りになりたい場合には，裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp>) をご覧いただくか，お近くの裁判所※にお問い合わせください。

※全国の裁判所の所在地・電話番号については，<http://www.courts.go.jp/map.html> をご覧ください。

# 民法等の一部を改正する法律・主な変更点

現行

改正後

## 親権停止制度の創設

・あらかじめ期限を定めて親権を停止する制度はない。

・家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

## 親権喪失原因の見直し

・家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。

・家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。

## 管理権喪失原因の見直し

・家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

・家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

## 親権の喪失等の請求権者の見直し

・子の親族及び検察官  
※児童相談所長は親権喪失についてのみ請求権を有する。

・子の親族、検察官、子、未成年後見人及び未成年後見監督人  
※児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

## 未成年後見制度の見直し

・未成年後見人は一人のみ。法人は選任できない。

・未成年後見人は複数でも可。法人も選任できる。

## 子の利益の観点の明確化

・親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。  
・親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。  
・親子の面会交流についての明文規定はない。

・親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。  
・親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。  
(懲戒場に関する部分は削除)  
・離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等が明示された。